

# 白鷹町ふるさと森林公園再整備基本構想(案)のパブリックコメントを募集しています。

【募集期間】9月25日(水)まで

【問い合わせ】商工観光課観光交流係 ☎ 85-6126

町では、ふるさと森林公園の町民保養センター等の施設の老朽化やアフターコロナにおける新たな観光施策の展開へ向け、「白鷹町ふるさと森林公園再整備基本構想」の策定を行っております。

現在まで検討を重ね、議会に本案を報告しました。本案につきまして、広く皆さまからのご意見をいただきたくパブリックコメントを募集しています。

## 01 ふるさと森林公園の目指す将来像

白鷹町ふるさと森林公園の施設の目的として、町民保養センター機能と都市との交流の場としての機能があります。再整備によりこれらの機能をより充実させ、町内の観光資源等と連携することにより、第6次総合計画に定めた町の目指す将来像「人、そして地域がつながり 輝き続ける 潤いのまち」を推進するため、ふるさと森林公園をウェルネスツーリズムの拠点とします。

### ふるさと森林公園の主な機能

|          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 町民保養センター | 町民の保養や健康増進                     |
| 都市間交流    | 宿泊施設として町内の観光地や体験、スポーツ施設等をつなぐ拠点 |

### 施設ビジョン

#### 観光

関係人口の増加 / 新たな人の流れ移住・定住 / 雇用

#### 健康

住民満足 / 健康経営  
心の健康 / 安心安全

×



### 地域循環型 白鷹ウェルネスツーリズムの拠点

— “ふるさと森林公園の魅力×地域の資源” で  
町民そして訪れる人の ころとカラダが健康になる施設—

※ウェルネスツーリズムとは、温泉やヨガ・フィットネス・ヘルシーな食事・レクリエーション、そして地域資源（自然や風土・文化・歴史・食・人など）とのふれあいや交流などを通して、心や身体の健康増進やリフレッシュを目的とした旅行スタイルです。

## 02 施設整備の基本方針

- I. 老朽化への対応    II. ウェルネスツーリズムの拠点    III. デジタル技術の導入    IV. 森林資源の活用

## 03 施設整備全体計画

### 計画 1

老朽度調査の結果等を踏まえ、本館棟、浴室棟そして接続する休憩室棟については、安全性や保全経費の観点から、各機能を集約化・コンパクト化しうえて新たな魅力を付加した町民保養センターとウェルネスツーリズムの拠点となる『ウェルネス棟』として建替えを行います。

### 計画 2

浴室棟については、温泉の運営を可能な限り継続できるよう、現在の建物を残し限られた区画を有効に活用して『ウェルネス棟』を整備し、整備完了後に取り壊しを行います。

### 計画 3

浴室棟の跡地は、これまで男性風呂を中心に一望することができた最上川を含む雄大な景色を、誰もが楽しむことのできる憩いの広場として整備します。

### 計画 4

研修棟や宿泊棟等については、老朽化への対応に加え利便性向上やインパウンドへの対応、ウェルネスツーリズムの実現へ向けた改修を行います。

### 【意見の提出方法】

※詳細につきましては、下記 QRコードよりご確認ください▼

【Eメール】shoukou@so.town.shirataka.yamagata.jp / 【FAX】85-2128

【郵送】〒992-0892 白鷹町大字荒砥甲833番地 白鷹町役場商工観光課

※詳細については、役場（商工観光課）、中央公民館、各地区コミュニティセンター、鷹野湯温泉パレス松風、町のホームページで公開しています。



詳細は  
コチラから

## 児童扶養手当に関する大切なお知らせ

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。（児童扶養手当の制度については町報7月号に掲載しています。）

### 1. 所得限度額の引き上げ

この度判定基準となる所得限度額を下記の表のとおり引き上げます。

| 扶養する<br>児童等の数 | 全部支給となる所得限度額<br>(受給資格者本人の前年所得) |           |           |           | 一部支給となる所得限度額<br>(受給資格者本人の前年所得) |           |           |           |
|---------------|--------------------------------|-----------|-----------|-----------|--------------------------------|-----------|-----------|-----------|
|               | 収入ベース                          |           | 所得ベース     |           | 収入ベース                          |           | 所得ベース     |           |
|               | これまで                           | 11月分から    | これまで      | 11月分から    | これまで                           | 11月分から    | これまで      | 11月分から    |
| 0人            | 1,220,000                      | 1,420,000 | 490,000   | 690,000   | 3,114,000                      | 3,343,000 | 1,920,000 | 2,080,000 |
| 1人            | 1,600,000                      | 1,900,000 | 870,000   | 1,070,000 | 3,650,000                      | 3,850,000 | 2,300,000 | 2,460,000 |
| 2人            | 2,157,000                      | 2,443,000 | 1,250,000 | 1,450,000 | 4,125,000                      | 4,325,000 | 2,680,000 | 2,840,000 |
| 3人            | 2,700,000                      | 2,986,000 | 1,630,000 | 1,830,000 | 4,600,000                      | 4,800,000 | 3,060,000 | 3,220,000 |
| 4人            | 3,243,000                      | 3,529,000 | 2,010,000 | 2,210,000 | 5,075,000                      | 5,275,000 | 3,440,000 | 3,600,000 |
| 5人            | 3,763,000                      | 4,013,000 | 2,390,000 | 2,590,000 | 5,550,000                      | 5,750,000 | 3,820,000 | 3,980,000 |

### 2. 第3子以降の加算額の引き上げ

R 6.11月分から、第2子の加算額と同額の全部支給10,750円、一部支給10,740円～5,380円（所得に応じて決定されます。）が第3子以降の加算額となります。

【問い合わせ】健康福祉課子ども家庭センター係 ☎ 86-0212

## 令和6年度白鷹町住民税非課税世帯等支援給付金確認書の提出について (お忘れではないですか?)

物価高騰による負担増を踏まえ、「白鷹町住民税非課税世帯等支援給付金」(10万円)を支給しています。確認書の返送期限は令和6年10月31日(木)です。お手元に書類がございましたら、内容を確認し必要事項を記入の上ご返送ください。

<対象となる世帯>

令和6年6月3日に白鷹町に住民登録がある世帯で、令和6年度新たに住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯となった世帯

<対象外の世帯>

●次の給付金を受給した世帯および支給対象となった世帯

- ①令和5年度白鷹町電力等価格高騰重点支援給付金(7万円)
- ②白鷹町住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金(10万円)
- ③他市町村の同様の給付金等

●世帯の全員が、住民税が課税である他の親族等の扶養を受けている世帯

※詳しくは、町報2024年7月号12頁をご覧ください。

## 白鷹町住民税非課税世帯等支援給付金(子ども加算)について

白鷹町住民税非課税世帯等支援給付金の対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯に対し、子ども加算として児童1人当たり5万円を加算して給付しています。

該当する世帯には、「支給のお知らせ」をお送りし、順次振込みます。

【問い合わせ】健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111